

令和5年度 第3回 尼崎市総合教育会議 議事録

【日 時】 令和6年2月22日（木）午後1時30分～午後3時

【場 所】 尼崎市役所 4-1 会議室

【出席者】 尼崎市総合教育会議構成員

松本 眞	市長
白畑 優	教育長
徳山 育弘	教育委員
太田垣亘世	教育委員
中平 了悟	教育委員
正岡 康子	教育委員

関係者（尼崎市総合教育会議設置要綱第6条）

吹野 順次	副市長
能島 裕介	理事
森山 太嗣	こども青少年局長
安田 博之	教育次長
増田 裕一	教育次長
朴 志	こども青少年部長
西村 和修	管理部長
渡邊 明美	学校教育部長
西川 欣伸	職員課長
福田 晃大	こども教育支援課長

【事務局】 こども青少年局こども青少年部こども青少年課
教育委員会事務局管理部企画管理課

【資 料】 ・次第
・資料1 子どもの人権擁護の取組状況について
・資料2 体罰のない社会を実現するための基本方針/取組方針
・資料3 令和5年度子どもの人権アンケートの調査結果について
・資料4 子どもの人権アンケートにおける効果と課題について
・資料5 尼崎市子どものための権利擁護委員会活動報告書（令和4年度実績）
・資料6 尼崎市における「学びの多様化学校」の設置基本方針（素案）
・資料7 尼崎市における「学びの多様化学校」の設置基本方針（素案）概要

【次 第】 開 会
1 子どもの人権擁護の取組状況について
2 学びの多様化学校設置基本方針（素案）について
3 その他
閉 会

【議 事】

(敬称略)

松本 市長就任からこれまで、教育についてはいろいろの思いを持って仕事をしてきたが、一方で市長という立場になったので、特に教育内容に対しての関与はできるだけ抑制的でありたいと、教育委員会との距離感を自分なりに気をつけてきた。

学校教育に関わる方は多く、子どもだけで1学年3000人以上いるので、その両親を含めると、恐らく尼崎市民の10万人以上は教育に関わっており、市の中でも非常に大きな分野である。教育委員会を通し、しっかりとコミュニケーションをとりながら後押しするという立ち位置で仕事ができればと考えている。

また、教育委員の皆さんには、それぞれ尼崎の教育について日々ご健闘いただいている。改めて感謝をしたい。

こういう場でこれからの教育の方向性についてしっかりと確認をしながら、教育委員会の運営もなされていくということが大切だ。今日の二つの議題はいずれも極めて重要な件であり、ここで忌憚のない意見を出し合いながら方向性を確認できればと思う。

能島 本日のテーマは、議題1「子ども人権擁護の取組状況について」、議題2「学びの多様化学校の設置基本方針について」で、説明と意見交換をあわせてそれぞれ40分ずつ時間をとっている。

では、まず議題1「子ども人権擁護の取組状況について」、説明をお願いしたい。

朴 (資料1の1~2について、資料2及び3を使いつつ説明)

なお、資料3のうち4ページ4「調査対象事案への対応について」は、教育委員会から説明する。

白畑 「体罰以外の不適切な行為・言葉遣い等」については教育委員会から、「指導上許容できる範囲内の行為・言葉遣い等」については各学校長から、当該行為に対して厳重に注意するとともに、指導方法の改善をするように対応している。

朴 引き続き、「子どもの人権アンケートにおける効果と課題」及び「子どものための権利擁護委員会の活動状況」について説明する。

(資料4及び資料1の3について説明)

能島 それでは、議題1「子ども人権擁護の取組状況について」、どなたからでもご意見ををお願いしたい。

松本 いくつか事実関係の確認をしたい。

今年の結果は、体罰認定としては0件、不適切な行為・言葉遣い等については2件、合計2件ということだ。しかし、私が教育長に就任した当初の印象だと、体罰問題が起きた時、教育委員会からの報告というのは、先生が手を出してしまったが、保護者にご理解をいただき収まったという報告のやり方がよくあった。そんなことをしているうちに、だんだん問題が大きくなって、色んな報道が出るということがあった。

これには当初から違和感を持っており、体罰をした時点で問題であり、保護者が許したからいいという話ではない。その辺の体罰に対する認識が、どういうふうに変わってきているのか、変わってきていないのか、例えば長くおられる教育長や徳山委員がどう感じているのか、感覚としてお伺いしたい。

もう一つは、非常に難しいところだが、体罰以外の不適切な行為・言葉遣いという中で、授業中に注意しても全然聞いてくれない場合に10分間立っていなさいと指示をする場合、先生によって、その場で立ちなさいと言う人もいるし、教室の後ろで立ちなさいと言う人もいるし、また、廊下で立ちなさいと言う人もいるかもしれないが、この指導の効果や意味はどのように考えたらいいか。

廊下に立つと授業を聞けなくなるので、学習の機会がなくなるという意味で、私の感覚的には今の時代だとちょっとやり過ぎかなと思うが、立つということには教育上どういう効果があるのか。言っても聞かないから仕方ないというのは確かにあ

るかもしれないが、先生方に一定の共通理解があるものなのか。教職経験のある皆さんに感覚をお伺いしたい。

こういうところも本来は緻密に議論があるべきだと思う。子どもに対する指導的なある種の罰・懲戒がどういう手法であるべきかというのは、私が良いか悪いかとかいう前に本来はきちんと専門的な議論があるべきだと考えるので、分かる範囲で教えていただきたい。

徳山 僕たちが子どもの頃と比べると本当にどんどん変わってきていると思うし、そもそもこの総合教育会議ができたきっかけも、いじめ事件などが契機になって学校現場だけに任しておくわけにいかないと、一人一人の子どもを守るために連絡調整するため、本当に着実に良くなっている。今はどんどんセンシティブに、野蛮な体罰というのはなくなってきて、徐々に子どもファーストの視点での指導のあり方が着目されてきているのも、着実に世の中が良くなっている。

さっきの話でいうと、学校現場は子どもの将来を左右する重要な役割を担っており、未成熟時からだんだん大人に成長させていくわけなので、先生のいわゆる罰というのはものすごく大きな影響があるということを現場にもしっかりと認識してもらいたいといつも考えている。

立たせるだけでも意に反する苦痛だし、その効果をちゃんと検証した上で、指導のあり方として、ひょっとしたら罰とも取れるようなことをしないといけないこともあるのかもしれないが、やはり、みんなの前でこの前の成績がビリの人はこの人だとか、効果のないいじめとしか取られないことはもうやめるべきだと思う。

弁護士という視点でも、意に反する苦痛をさせるのは強要罪であり、暴行罪である。刑法の世界でも、懲役をなくすということが決まった。二度と同じ罪を起こさないように、再犯防止のために更生させようということになり、懲役を課していると更生のための時間を取れないから、無用な罰は避けようという方向にシフトしている。教育現場もさらにそうあるべきだと思う。

人権アンケートの認知件数が減ってきていることは、特に気にしなくてよい。僕が見てる感覚では、このアンケート以後、やはり教育委員会の職員も学校現場もはっきりと変わっていると思う。アンケートを始めた時と比べると、教育委員会も問題を認知した時の動きがとても迅速になっているし、以前は学校の先生の意識の低さが散見されるようなケースもあったが、随分変わってきている。

逆に、保護者からの過剰なクレームに対しどう対処していくか、過剰な萎縮をさせないためにどうすればいいかというところに、個人的には問題意識がある。

白畑 過去には、児童生徒、保護者がお互い納得している件は報告していなかったという例があった。しかし、「体罰防止ガイドライン」発足以降、そういった場合でも必ず報告するということを明記しており、体罰があった場合には、当該教員は管理職に報告し、管理職は教育委員会に報告することになっている。現在では、保護者が納得しているから報告をあげないということはない。

正岡 私の経験は15年近く前の話なので今とは随分変わっていると思うが、私が勤務していた学校は、わりと厳しめの指導をするところだったので、宿題を忘れてきたら1時間床に正座して授業を受けるというのが共通認識化してしまっていた。

先ほど市長がおっしゃられた廊下で立たせるということもあったが、その当時ですら教育権の侵害だということで、真冬の寒い時期でも廊下側の窓を開けて授業をするため、中にいる生徒たちはとぼちりや、大変寒い思いをした。実際、それで宿題を忘れないようになったかという、そういう部分も確かにあると思う。

授業中にふらふらしてしまう、集中できない生徒に対して何ができるのかというと、物理的にキョロキョロできないように、先生がその子のすぐ側に立って授業すると、効果は確かにありちゃんと落ち着いた。ただ側にいてできない授業もあるので、先生が移動すると、どうしてもまたちょっとふらふらしたりする。

なので、一概にこういうことをしても全然反省しないということはない。現場の話としては、効果はあると思う。

あとは最初にお話ししたように、学校全体の共通認識としてそういうルールを作っているかどうか。そうではなく、先生によって指導がまちまちであるとかいうことだと効果はほとんどないと思う。

太田垣 市長がおっしゃった体罰の認識についての問いかけは、今日のテーマである子どもの人権に非常にリンクしている。

尼崎市は過去に重大事態がいくつかあったので、それを学びとして人権擁護については非常に良い体制強化がなされていると毎回のご報告を聞いている。また、他の市町村との合同の教育委員会というものがあり、そこから尼崎市というのは意識が高いなというのを伺うことができる。

ただ、この人権というのは、一般的には聞き慣れた言葉だが、広い領域を持っていて、果たして我々もそうだが教育者に、子どもの人権というものに対して正しい理解がなされているのかなと日々思われるところがある。

先ほどは立されるという罰の話だったが、日本の古い教育体制として躰と体罰というのがまだまだリンクしているところがあり、子どもの人権というと、もともとは発展途上国の子どもの状態を貧困から世界レベルに引き上げるために見るというようなところから始まっているので、日本ではまだまだ大変認識が浅い。

先生方はいろんな意識を持っていると思うが、例えば子どもの権利とはどういうことか。例えば話し合いの中で話す権利を与えるのか、子どもの権利についてポスターを掲げるのか、いろいろ手段はあると思うが、そういう大人の子どもの権利に対する理解というものを、もう少し深めるべきかと思う。

中平 アンケートの今後のあり方について、市長の問いかけを含めながらコメントしたい。

一点目は、アンケートの効果として「子どもの人権擁護に関する意識の向上」とあるが、こういう人権課題というのは、私自身、その事象が起こっていても、それを認識することがなかなか難しいと思う。というのは、何が問題なのか、例えば何が虐待か、何が体罰かということに関しては、実はその意識の問題というか、アンケート感度がないと分からないというような性質のものである。

このアンケートには体罰や虐待についての意識づけをし、感度を高めていく効果もあろうかと思うので、このようにプッシュ型でアプローチしていく取組というのは、数字だけではない意義があると認識している。今後、何か別の形でアンケートをとるにしても、ぜひとも行政としては受け身ではないプッシュ型のアプローチをしていただくことが数字以外の意味でも望ましいと考える。

次に、先ほどの市長の発言は組織的にも技術や認識をアップデートしていく必要があるという問題意識と受けとめたが、そういう意味においてはもちろん、先生方の意識ということもあるが、組織的な責任として、我々が先生方にアプローチしていく必要は当然あると考える。

なので、どういう取組をしていくかを話していく必要があるが、アンケートの課題の部分でもあるが、例えば、教職員がアンケートを意識し過ぎて必要な指導をためらうという部分と重なってくると思う。例えばアンケートが今、既にホームページ等で設置されている体罰窓口という言葉に置き換わっても、同様に通報されたらどうしようと萎縮するということになるだろう。つまり、これはアンケート自体の問題ではなくて、先生方の意識や指導技術の問題というふうに理解できる。

そうすると、市長の発言の通り、何が体罰なのか、何が適切な指導かというような研修や、組織としてももう少し共通認識を作っていくというような課題解決方法というのもあろうかと思う。

課題としてあげていただいたように、業務負担というところに関しては日々見直

していかないといけないので、形については今後見直しを検討していただいて、より良い形でこういう取組を進めていただきたい。

正岡 先ほどお話しした私が勤務した学校について、誤解が生まれないように一言追加する。ご紹介したのはずいぶん昔の話で、それ以降システムも変わったと聞いている。また、卒業生との交流の中では、中高一貫校の6年間で私がご紹介したような経験をすること、人間的な成長においては非常に役立っていると聞いている。今も多少なりとも、そういう伝統は残っていると思うが、それは学校の個性ということでご理解いただけたらと思う。

松本 徳山委員が最初におっしゃったように、刑事罰の世界というのは当然あって、学校の中で行ったことも当然、刑事罰の世界まで行くこともある。これは市役所もそうだが、刑事罰の世界までは行かなくても、それぞれの組織には懲戒の規則というのがあって、訓告とか減給とか別に刑事罰にはならないが、その組織ルールの中では一定、懲戒の対象となるという領域がある。

学校も、一つの集団生活の場なので、当然校則というものがある。その指導の範囲として、これを超えたら刑事罰ではないけれども、学校のルールの中での指導対象というのはあると思う。授業のやり方についてもだ。

その時代時代に応じて、体罰まではいかないがどうだろうという曖昧なところがあって、そこをどう考えるかというのは、それぞれの先生の感性に委ねてよい部分と、やはりもう少ししっかり考える必要がある部分がある。

この点を、指導主事の人たちがきちんと議論して同じ認識を持っていかないと、どこまで行ってもそれぞれの先生の感覚でやるということになってしまう。例えば10分間立つということをどう考えるんだというような、あえて難しい質問を投げかけさせていただいたのは、こういう趣旨だ。また、このような議論を教育委員会でしていただければと思っている。

増田 まず、教員が子どもたちに対する懲戒をすることは法的に認められており、ただし体罰はいけないということもこの法律に明記されている。

先ほどの10分間立つということに関しては、すべての学校が同じルールかというところではないと思うが、子どもにとっては少し興奮しすぎたり、言うことを聞けなかったりという場合に、クールダウン的にまたはペナルティ的に、立つということはあると思う。

それは、その子どもの学習権もそうだが、周りの子どもの学習権を侵害しているという場合がある。要するに、その子が騒いだり、ちょっかいをかけたりすることによって周りの子が学習できる権利を侵害してしまう。そこで、ちょっとクールダウンしてみて、それで気が付く場合もあるだろうし、担任なり教科担任の教員はそういった様子を見ながら指導をしている。

能島 議題1について、その他ご意見はよろしいか。

それでは、続いて、議題2「学びの多様化学校の設置基本方針について」、説明をお願いしたい。

増田 (資料6及び7について説明)

能島 それでは、議題2「学びの多様化学校の設置基本方針について」、どなたからでもご意見をお願いしたい。

松本 琴城分校跡地に建てる平屋施設ということ、令和8年4月に開校を目指すということ、生徒数40人程度ということで、かなり短期間でここまで具体的に詰めて検討いただいたと思っている。

また、基本理念や教育課程の編成の考え方についても、大きな考え方を示していただき、私自身も非常に共感するところがある。これからまた具体的に詰めていく必要があり大変だと思うが、ぜひ教育委員会で精力的に検討してもらいながら、首長として、体制も含めて応援していきたいと考えている。

能島 教育委員の皆さんはいかがか。

太田垣 不登校児童生徒数の増加については、日本の共同体社会から個人主義社会への変容だと思っているので、あまりネガティブには捉えていない。しかし、その子供たちの受け皿の選択肢が準備できることは、幸福度が高い社会につながる画期的なことと思う。

まだ素案なので、内容については決まっていないことが多いと思うが、私の中でまだ腑に落ちてないところをお尋ねしたい。

このCOCOLOプラン、誰ひとり取り残されない学びの保証として、これから学びの多様化学校を300校に増やしていくという国の計画だが、普通の学校では、この誰一人取り残されない学びの保証というのは、学力の格差をなくすためにあるものと理解しているが、この学びの多様化学校では、無理しないで学ぼうというコンセプトのもとに特別な教育課程が提供されるわけなので、少し矛盾しているのではないかと感じており、そのあたりを今日は市長にお伺いしたい。

松本 個人的な考えになるが、私が教育長の時も学力向上というのは教育委員会で一生懸命やってきて、一つのコンセプトは学習時間をどう確保するかということだった。例えば小学校だったら授業の始まり終わりをきちっと守ろうとか、帯学習をやるうとかで学習時間を確保することで、学力保証するというやり方をやってきた。一方で、教育のあり方全体を考えた時に、それは非常に近視眼的というか、視野が狭いというか、そういう問題はあるなとずっと思っていた。

アメリカなどは非常に多様性がある。ユニバーサルに学校教育を提供できず、また教員人材を確保できないために、例えばチャータースクールとって、公立ではなくて、地域で税金を取って自分たちで作るような学校があったり、内陸部では学校へのアクセスが極めて悪いため、やむなくオンラインだったりする。

土地が広いところは多様化した学校教育が提供されているので、大学入試もそうだが、いろんなパターンで入学をさせて卒業する時に保証をしていく。そういうやり方をしているのは、恐らく地域によってあまりにも教育がばらばらで統一できないという実態もあったのではないかと理解している。

一方で、日本は標準化を頑張ってきた結果、完成してしまったのだと思う。というのは、例えば淡路島でも、もっと小さな離島でも、大卒の先生が都心部と同じ基準で配置されているところが多い。そうやって仕組みとしては完全に整ったのが日本だが、一方で、それは全部予算と基準で実現してきたため、どこへ行っても同じような学校があるが、教育課程の個性という外国に比べると圧倒的に少ない。

学習指導要領で年間1015時間の学習を標準にしてくださいとなると、大体朝8時15分から8時45分の間で授業が始まって、同じスケジュールでやることになり、そこにいる先生の数は大体同じような配置になっている中での学力保障というのは、当然学校間の差がないようにしなければならない。

一方で、今起きている問題というのは、このスケジュールに、要は対応できない子どもたちが多く出てきていて、また、そこで頑張って頑張って頑張ったからといってどうなるのかという希望を見出せない子どもが増えてきている。その考え方が相対化していることが、不登校の人数に表れているのではないと思う。

それではどうするのか。今の学校をこのまま、平等性、機会均等を重要視しながら、不登校の問題に対応するのは極めて難易度が高い。これまでは、不登校加配として、要は先生を一人足すということをやってきて、また、適応指導教室を作ったり、場合によっては特別支援教室を作ったり、いろいろと努力はしている。それでも、基本的には1015時間の枠内のちょっとしたオプションとしての取組で、それではとても飲み込めないというのが、今の状況だ。

つまり、不登校の問題についても、新しい形の義務教育というのをもっと模索する必要がある。しかし、今全国にあるすべての学校の仕組みを変えるというのはと

でも無理な話なので、そういう意味ではそれぞれの地方で挑戦してみて、不登校の問題について新しいアプローチで考えた方がいいのではないかと。

これは全く先例がないわけではなく、例えば夜間中学校というのは、中学校だが夜にやっていて、対象は大人、カリキュラムはそれぞれに応じて行っている。これはある種の特例校である。夜間中学校に通っている方が、昼間に他の生徒と同じようにやれと言われたら到底無理な話で、そうした人々に対応した教育がなされている。そういうアプローチというのは存在するので、そういうところの例えば日中版をどうやって考えるかというのは、大変挑戦的で自治体から取り組んでいった方がいいと考えている。

高校は多様化している一方で、小学校、中学校は義務教育の機会均等が重視されている。高校は、定時制もあるし、通信制もあるし、普通科も工業科もあって、いろんなパターンがあるので、高校になると復活する人がたくさんいる。

このような問題があるから、やはり中学校と高校の接続のところからまず手をつけて、中学校で一回脱落してしまったが高校で復活する子がいるなら、中学校で脱落しないような仕組みを作っておくというのは大事なことかなと思う。

お答えになったか分からないが、自分の思いとしては以上だ。

徳山

新しくできる学校のコンセプトは大変よい。生徒が40人と、不登校の実数からすると本当に少ししか受け入れられないが、この学校に集う先生や職員、いろんな方がこれから情報発信をすることで、自由な発想からいろんな意見が出て他の学校にもよい波及効果があるのではと思う。

先ほどの議論を聞いて感じたが、いろいろな人が社会を支えていくべきで、競争社会で型にはめられる中で伸びる人はそれで伸びたらいいし、自由で新しい発想を生んでもらうような人ということであれば、圧力をかけない教育の仕方もあろうかと思う。

だから、個人的には、不登校の場合はもう学籍を解除してあげるとか、今、様々な講演をオンラインで見ることができるとか、物理的に少しでも楽な方法があってもいいと思う。自分自身、小学校から中学校に上がった時にすごくしんどい気持ちがあったのをよく覚えていて、授業内容も急に難しくなったし、ものすごく校則ががんにがらめで、当時は突然丸刈りを強制されたし、服装も靴下の長さも決まっていた、しんどくなって学校へ行くの嫌だなというのがあった。やはり、楽だなという気持ちになれる学校があってもいいと思う。

能登の震災に関して文科省の発表を見ていいなと思ったのは、二次避難先で住民にならなくても、どこの学校にでも行っていいですよとなっている。学籍を元の学校に置いたままでも、避難先の学校を移してもいいし、手続きが整ってなくても通えるし、いつでも避難元に戻ってもいい。心の支援も受けられるし、家計が急変した場合には支援もある。

もうこういう土壌が出来上がっている。起立性障害とか、以前は分かってなかった病気も出てきているし、そのしんどさに配慮したあり方を全国的にやってしかるべきで、どんどんやっていけると思う。

中平

学びの多様化学校については、教育委員会の中でも事務局から何度か説明を聞いており、情報がオープンになるのは大きな進捗とを感じる。

先ほど説明があったように、全国的にもまだ24校と、兵庫県の中でも先端的な取組として先陣を切って進めていく事業かと思う。不登校支援だけではなくて、学び自体の多様化を市内に広げていく、教育のあり方の見直しとしても大変重要な取組である。

語弊があるかもしれないが、大きな方向としては、カリキュラムに生徒を合わせていくのが学校教育の一つの形だとしたら、その学校というもののあり方に対応できない生徒をどうするかというときに、その生徒に合うように学習教育環境を提供

していくという、生徒中心の学習のチャレンジであると理解している。そういう意味では、ある種のインクルージョンの取組の一つの形である。

その上で、教育委員会の事務局の皆さんと議論していく中で気づいたことだが、不登校というのはあくまでも事象で、その背景については、それこそ生徒さん一人一人いろんな状況がある。例えば、精神的なことであったり、能力的なことであったり、語学的なものであったり、特性であったり、アイデンティティーの問題もあるかと思うが、それを学校の先生だけで対応していくのは非常に難しいと思っている。

そのリソースをどこから取るかとなると、地域の福祉的な活動やセクターとつながっていくことが必要になると思うので、尼崎市も教育委員会も組織内だけではなくて、これまで以上に地域的なセクターとのつながりを作っていただく必要があるのではないかと。

正岡

実は今日、日新中学校で給食をいただいた。試食会が終わった後、校内を案内してもらった中で、廊下に生徒用の机が一つ、壁につけて置いてあり、パソコンがあり、ここで勉強している子がいると聞いた。その後、資料6の2ページにある校内支援室も見せてもらった。教頭先生によると、校内支援室に通ってくる子どもたちは8人で、毎日いろいろな子が来るが大体常時3人4人がいて、それぞれ自分のクラスの授業を配信で見ることができる。このような取組がされているんだ、非常にすごいなという印象だった。

さらに、ここの教室に通ってきている子たちが、実は文化祭とかでステージで発表する、ちょっと前であれば教室に入れてないのになぜステージに立ってるんだということになったかもしれないが、今の先生たちや生徒たちはそれを受け入れていると、大変うれしいお話を伺った。

自分の教室には行けないけれども、別室であれば、あるいは廊下という別の場所であれば、学校にいられる子たちもいる。でもそうはできない子たちがこの新しい多様化学校に通えるというのも非常に魅力的な話で、生徒たちにとっても魅力を感じる情報ではないかと思う。

また、資料6の4ページ目の「多様な職種の職員による支援」、これはもうぜひ市長にお願いしたいが、多様な職種の職員、どういう先生を集められるのかというのもこの学校の成否に関わるという気がするので、そこら辺も柔軟に、教育委員としてもアイデアを出すことができればうれしい。

少し脱線してしまうが、私は保護司という仕事もしており、先日、全国初で尼崎市と神戸保護観察所と尼崎市保護司会と三者で協力する協定を結んだ。実は昨日、兵庫県下の保護司会の会長等が集まる会議があり、そこで尼崎の事例が紹介されたことが起爆剤になり、県下で行政と保護司会との連携の動きが盛り上がり、大きなうねりが来ている。

尼崎市が先頭に立ち、全国初のフラグシップとして協定ができて、県下で広がっている。そのお礼も兼ねて、紹介させていただいた。

学びの多様化学校についても、やはりフラグシップとして一番先頭を走るというのは大変だとは思いますが、ぜひ実現していただきたい。

白畑

先ほど、環境を変えることによって、子どもたちが学校に通うことができるという話があった。今年、琴ノ浦高校の体育祭に行く機会があり、校長先生、教頭先生から、多くの生徒が小中と不登校だったということを知った。しかし、その子どもたちが元気に体育祭で頑張っている姿を見ると、やはり環境を変えることによって学校に通えるようになる生徒がいるんだなと改めて思った。

そういう意味でも、今回の学びの多様化学校は起爆剤かと思うが、それですべてが解決するものではない。来年の4月以降には、校内でのサポートルームを組織的に設置していく。この多様化学校の取組が各学校に浸透し、不登校の子どもたちに

寄り添っていくということが、一番の目的ではないかと考える。

令和 8 年 4 月開校という非常にタイトなスケジュールだが、この 4 月に新たに学びの多様化学校設置準備担当課が設置され、何より教育課程の編成が一番大事と思うので、しっかり議論しながら進めていきたい。

松本

白畑教育長のおっしゃる通りだ。

この取組を見た時に、いや本丸の学校の方にもっとエネルギーを注力すべきではないかという意見はたくさんあるかと思う。しかし、将来的には、学びの多様化学校のコンセプトから、すべての学校でなくてもいいが、例えば、そういうクラスができるかあってもいいのではないかと思う。

例えば、1015 時間の授業時数ですべてのクラスを同じスケジュールでやるのではなくて、あるクラスについては、きちんとカウンセリングをしながら、必要な子については少し授業日数を柔軟に考えてみる。これはまた、卒業認定のあり方や成績評価と関係する。

今はその技術がないために、恐らくフリースクールに入ってる子もそうだが、担任や校長先生が評価をするとき、頑張ってる毎朝来ている子と比較すると、そのような子は最も下の評価ということにならざるを得ないという状況がある。ここを乗り越える必要がある。

学びの多様化学校ができれば、そういう評価のあり方も含めてだんだんと知恵が蓄積されていき、いずれ各学校でのいろいろな教育のあり方での評価のやり方についてもまた知恵が出てくるのではないか。そういう意味では、本丸のところに注力するというのもそうかもしれないが、こちらから取り組む方が急がば回れで効果が出てくる可能性はあると考えている。

ぜひそういうチャレンジングな学校にさせていただきたいというのと、ここに通う子に夢と希望を持ってもらえるような学校にしてもらいたい。校名は今後検討とあるが、ぜひ夢を持てる校名を前向きに考えていただきたい。

能島

議題 2 について、その他ご意見はよろしいか。

それでは予定していた議題については以上で終了する。

その他、報告事項はあるか。

増田

現在、第三者委員会で調査を進めている尼崎双星高校の 2 件のいじめ重大事態の調査の進捗について、ご報告する。どちらの案件も、調査をしてきた内容を報告書にまとめ、被害生徒や保護者に報告、内容について説明し、確認をしている段階である。

今後の予定については、報告書が完成した段階で調査に協力していただいた関係生徒や保護者、学校関係者に第三者委員会が報告を行い、それが終わり次第、市教委が答申を受ける。答申を受けて市教委から市長、皆様に報告し、その後、総合教育会議でも報告させていただく。

松本

報告書をホームページで公開するかなどは保護者の意向によると思うが、その辺りの調整はこれからか。

増田

今後どのような発表の仕方をするかについても、第三者委員会の方で決定することになる。

能島

本日の議事は以上である。

最後に市長に一言いただきたい。

松本

今日は大事な二点についてご議論をいただいた。

子どもの人権擁護の取組については、中平委員が効果と課題のところに触れていただき、まだ今日は十分な議論ができなかったが、確かに抑止効果としては強力である一方で、先生が萎縮してしまうとか、蒸し返しの問題などの課題もある。負担軽減という観点からも、今後の方向性については、これからこの効果と課題も踏まえて、朴部長のところと教育委員会でしっかり議論をしながら、時間をかけて考え

ていってもらいたい。

いずれにしても、保護者が納得しているからよいという考えは一掃されて、体罰としてちゃんと認めていこうという雰囲気になっているというのは非常に大事なことだ。ここは引き続き、その認識を広げていくということをしっかり取り組んでいきたい。

学びの多様化学校については、今回方針が出されたので、今後はこの方針に基づいて中身をつくっていく。カリキュラムをどうしていくのか、授業時数をどうしていくのか、評価をどうしていくのか。

令和8年度開校だと、2年間でこれらを検討しながら建屋を作っていくということで、本当に大変だと思うが、予算も含めて私の方でしっかりとバックアップしていきたい。引き続き、またこういう場で共有しながら進めていきたい。

以 上